

Title	慶應義塾のカロザス雇入れについて
Sub Title	On the appointment of professor C. Carrothers at Keio-Gijuku
Author	會田, 倉吉(Aida, Kurakichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1957
Jtitle	史学 Vol.30, No.3 (1957. 12) ,p.21(289)- 41(309)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19571200-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾のカロザス雇入れについて

會 田 倉 吉

まえがき

- 一、雇入れの契約書
- 二、雇入れの期間
- 三、雇入れの事情
- 四、雇入れの意義

まえがき

慶應義塾がはじめて外人教師を雇入れたのは明治五年六月のことで、その名をクリストファー・カロザス (Christopher Carrothers) とした。本来は米國長老派——Presbyterian Church in the United States (North) の宣教師で、明治二年わが國に來朝、専ら東京における布教につくし、かたがた築地大學なども創設して教育にも大いにつとめた人である。

しかも、慶應義塾にあつては學科課程の整備、試験法の改正その他若干の事績をのこし、義塾史上また一應留意を求められるものといわねばなるまい。その點、さきにやはり本誌(「史學」第二十七卷第二・三號、昭和二十九年五月刊)にかかげたことのある拙稿「宣教師ナップと福澤諭吉」のナップが義塾の大學部設置にあたりいささか斡旋するところあつたのと思ひあわせ、いかにも興味あることといえよう。よつて、このカロザスに關し、その慶應義塾に招聘されたいささつをはじめ、ゆくゆくはかれの經歷、人となり、義塾に及ぼした影響から、さては義塾以外での各方面における活躍ぶりにいたるまで、すこしく詳細に述べてみたいと思つてゐるが、ここにとりあえずその一端として義塾がかれを雇入れた事情を考察してみることとする。

慶應義塾のカロザス雇入れについて (會田倉吉)

(二八九) 二一

慶應義塾は明治五年六月、最初の外人教師としてカロザ―またはカロザスなるもの（この呼び名はまことに多種多様であつて、およそ二十種にも及ぶ表記の仕方があるが、詳細は他日にゆずることとしてここには省く）を雇入れ、それから一、二年の間に、引續きウキルレム・グードマン、チャーレス・ブルーマン等前後三人の外人教師と雇傭契約を結んだ。これらのことは、「慶應義塾五十年史」（第三起原及び沿革、~~外~~外國教師雇入れの事、一三〇頁以下）及び「慶應義塾七十五年史」（第四章初期の三田時代、第三節當時の學科課程其他、八一頁以下）等に述べられていて、雇入れの際の契約書までが全文載つてゐる。つまり、慶應義塾では社中の一人たる上總松尾藩主（舊掛川藩主）太田資美の篤志によつて、明治五年乃至七年の間に右の外人教師三名を相ついで雇入れることとなり、第一にカロザスが迎えられるにいたつたというわけで、契約書によると、雇入れの期間は「明治五年壬申六月朔日より同年十一月廿九日迄」の「六ヶ月」、擔當科目は「英語並に文學」、給料は「一ヶ月日本金貨百二十五圓づつ」、授業時數は「一日に三時半と限り」、毎月日曜日とあとほかに二日休講ときめてある。

もつとも、この契約書はそれを掲載する兩書間に若干字句の異同がみられ、後述の「私學明細表」、「私學慶應義塾開業願」等の場合と同様、原本はかつて昭和六年十一月慶應義塾圖書館に催された「福澤先生傳記完成記念展覽會」に出品され、同目錄には明らかに「二二三 米人カロザス雇入約定書 明治五年」とあるのに、それが今日なぜか見當らず、ためにいま校訂も出來ない次第であるが、しかしこれはまず主要な個所にはとりたてて指摘するほどの出入りはないも

のとして、ここに實は同じ契約書で體裁のやや異つた寫本がもう一本別に義塾圖書館に現存する。しかも、それは、契約内容の大綱においてはこれまたもとよりさしたる差異はないものの、少くとも擔當科目だけは「英文學并科學」とあつて、わずかながら相違するのである。その上、序でに申し添えれば、この「約束書」と題するカロザス雇入契約書の寫本は契約者が太田とカロザスの二人だけであつて、その點前二書掲載のものが「太田資美並に執事福澤諭吉外七人」とカロザスとの間に結ばれているのに比し全く趣をかえており、様式もどちらかといえばやや整つているといえるかも知れない。故に、率直にいうならば、この寫本は末尾の「大正十四年二月十五日夜晴謄寫了」なる記載からしてそう古いものともいえず、いずれそのころにはまだ原本もあつた筈であろうが、元來がどうやら草稿のようなものをそのままうつしたのか、添削のあとがいたつて不分明で、必らずしもよい寫本ともいえないようであるけれど、それはそれなりにやはり一應興味をひかないではない。そこで、とにかく、差當り兩者の關連を詳らかにし得ないのがいかにも遺憾ではあるが、あえて繁瑣をいとわず、左に前二書の分とあわせてこれをかかげてみよう。

「慶應義塾五十年史」及び「同七十五年史」掲載のカロザス雇入契約書（七十五年史の分を底本とし、五十年史の異同を括弧で示す）

三田二丁目慶應義塾同社太田資美並に執事福澤諭吉外七人、政府の許可を受け、亞米利加合衆國人カロザス氏と取結べる條約左の如し。^(イ)

一、米人カロザス^(イ)氏を、日本明治五年壬申六月朔日より同年十一月廿九日迄（）六ヶ月の間、英語並に文學講師^(イ)として相雇候事。

但し^(カロザ)カロザス氏は通ひにして、其居宅食料は一切關係無之事。

一、カ^(カロザ)ロザス氏給料は一ヶ月日本金貨百二十五圓づつと相定め、日本の月末に相渡し可申事。

一、教師^(限)雇期間中は、毎月日曜日と(一)外二日を休課と定め、若し教師の勝手を以て(一)休日を増す時は、其割を以て給料減少す可き事。

一、若し學校に於て差支出來、約束期限前に雇相止め候時は、期限丈の給料相渡し可申事。

一、傳習時限及(び)順序等を定むるの權は(一)執事に有之、尤も一日に三時半と限り候事。

一、教師傳習の儀に付、其學則はカ^(カロザ)ロザス氏福澤氏と談判可致。尤も其決定は執事福澤氏の許可を可待事。

一、雇中教師の職を盡さざる時は(一)期限中と雖も(一)雇相止め、期日^(其)より給料不相渡事。

一、雇期限中はカ^(カロザ)ロザス氏勝手を以て暇を取候儀致間敷事。

一、右期限相立、引續雇入候時は、期限一ヶ月前に其談判可申事。

一、若し同氏雇中、病氣等已むを得ずして(一)缺席三十日に渡れば、約束取消し候事。

大正十四年寫本、カ^(カ)ロザス雇入「約束書」

華族太田資美政府の許可を受け亞米利加合衆國人カ^(カ)ロザスと取結べる約束左之如し

第一條

一亞人カ^(カ)ロザスを日本明治五年壬申六月朔日より同年十一月廿九日まで六ヶ月の間英文學并科學教師として相雇候事

第二條

一傳習の場所ハ東京三田貳町目慶應義塾ニおゐて可致事

但しカロザスハ通ひニして其入費ハ太田之一切關係無之事

第三條

一カロザス給料ハ一ヶ月日本通用貨幣百二十五圓ツ、と相定メ尤も一兩貨幣を以て日本之月末之日ニ相渡し可申若し當日日曜日なる時ハ前日ニ相渡可申事

第四條

一教師雇期限中毎月日曜日(下欄トを休業と定メ)を休日と定メ若し其他教師の勝手ニて相休ミ候節ハ其割合を以て給料減少可致事

第五條

一若し差支出來約束期限前ニ太田より雇相止メ候共期限丈の給料ハ相渡し可申事

第六條

一傳習時限ハ相方相談之上昼前或ハ昼後之内一日ニ引續き三洋時半ト相定候事

第七條

一教師傳習の儀ニ付其學則マツハ及順序等ハ塾之執事ト教師相談ニ而取極可申事

第八條

一雇中教師其職を盡さゝる事件分明なる時ハ直ニ此約束を取消可申事

第九條

慶應義塾のカロザス雇入れについて (會田倉吉)

一 雇期限中カロザスより教授いたし難き儀斷り候節ハ其一ヶ月前ニ談判いたす可き事

第十條

一 右期限相立ち引續雇入候節ハ期限一ヶ月前ニ其談判可申事

第十一條

一 若しカロザス雇中病氣ニ而止むを不得欠席三十日ニ滿れハ此の約束取消し候

且當人教授いたし居候間之給料のは相渡可申候事

壬申五月

太田資美

カロザス

亞米利加合衆國オハイヲ人

宣教師

カロザス

歲三十二

築地六番地所住居

なお、こうした外人教師雇入れにつき、文部省は明治五年八月二十日附第二十號をもつて「教師雇入條約規則書」なるものを各府縣に達し、さらに同年十月これを改訂、翌六年二月再訂して、それぞれ明治五年十月十日第三十一號、同六年二月二十四日第十九號とし

て布告、また同年九月十八日には番外により重ねてこれをも改訂公布する一方、私學に對しても、明治六年三月十五日第二十七號乙をもつて「私學備入外國教師條約文例」を示し、これも同年八月二十二日第百十四號「訂正私學備入外國教師條約文例頒布」によつて改めるなど、いろいろ指示があり、前記二書掲載のグードマン雇入契約書（といつても、後述の「私學明細表」によればグードマンの就任は明治五年七月となつてゐるから、ここにかかけられてゐる契約書はその契約期間一八七三年二月一日乃至同年七月三十一日迄であるのから推して、いわば第二次の契約書と考えられるのであるが）は年代的にみておそらく右の第三十一號達を参考してゐることであろうし、ブルーマン雇入契約書（實は請狀）は同じく第百十四號によつたのではないかと想像されるけれども、カロザスの場合はたとえそれがグードマンのものと同文類似するとしても、契約書の年月からしてこれらのどの達よりも當然先立つていたことになる。（如上の各號達についてはいずれも「法令全書」参照のこと）。

二

次に、カロザスが慶應義塾に在職した事實を確認する資料としては、まず明治五年十一月義塾が當局へ差出した「私學明細表」と、同じく翌六年四月十二日附提出の「私學慶應義塾開業願」とがある。前者は「慶應義塾七十五年史」（七五一―八二頁）及び「福澤諭吉傳」第一卷（七六六―七七三頁）等に引用されているほか、前述のごとくかつてはたしかにあつた筈の原本が今日すでに義塾にはなく、わずかに同圖書館に大正四年四月十二日影寫のあまりよくない異本寫本一本を藏しているに過ぎないが、それらの教員の項の終りにグードマンとならんで、

教員

亞米利加合衆國人

英文學科

カロザス

壬申三十二歳

慶應義塾のカロザス雇入れについて（會田倉吉）

（二九五）

二七

教授書籍概略前文同斷

給料一箇月金百二十五圓

大學校科目卒業免狀神學卒業免狀

明治五年壬申六月より華族太田資美官許の上雇入

この「教授書籍概略前文同斷」とある前文は、「修身書 經濟書 歴史 究理書 地理書 文典 リードル 數學書」をさす。それから「大學校科目卒業免狀神學卒業免狀」とあるのは、カロザスの學歴を示すもので、かれはシカゴ大學（現在のものに對して舊シカゴ大學——Old University of Chicago. と呼ばれている）を卒業した。その詳細は改めてかれの學歴を記すときに述べよう。

と記され、後者はこれも同じく義塾には現在圖書館に寫本一本を残すのみであるが、この方は幸い新宿區若葉町の東京都政史料館に義塾から提出した原本がそのまままだに保存されていて、それらの第三條教師履歷の項中、福澤諭吉、小幡篤次郎につき、

亞米利加合衆國人

カ ロ ザ ス

三十二歳

大學校科目卒業 神學卒業

但シ右人ハ明治五年壬申六月ヨリ華族太田資美官許ノ上雇入當學校ニテ教授罷在候者也

とみられる。また、このことは小澤三郎氏の論文「慶應義塾御傭教師Cカロゾルス」(「明治文化」第十六卷第十號、昭和十八年十月刊、七一—八頁所載)に引かれている謀者正木護の報告「鐵砲(炮)洲六番書庫日誌」(同氏著「幕末明治耶蘇教史研究」

三六一―三七〇頁にも全文収録) 中の明治六年三月三十日の項及び同年四月十一日の項に、それぞれ

カルロテス此日曜日ヨリ福澤ノ塾ニテ午前八時ヨリ十時迄「バイフル」ノ説教ヲ始ム

とか、

福澤ノ塾ニ通ヒ毎日一字ヨリ四字迄二月給百八十金

とあるのなども傍證になろうし、「明治六月四月改正、東京諸醫學費便覽」(「植村正久と其の時代」第五卷、六四五頁所載) といったようなものにも、慶應義塾の欄にグードマン、カロザス兩名の名が出ていて、當時の在任をたしかに示している。

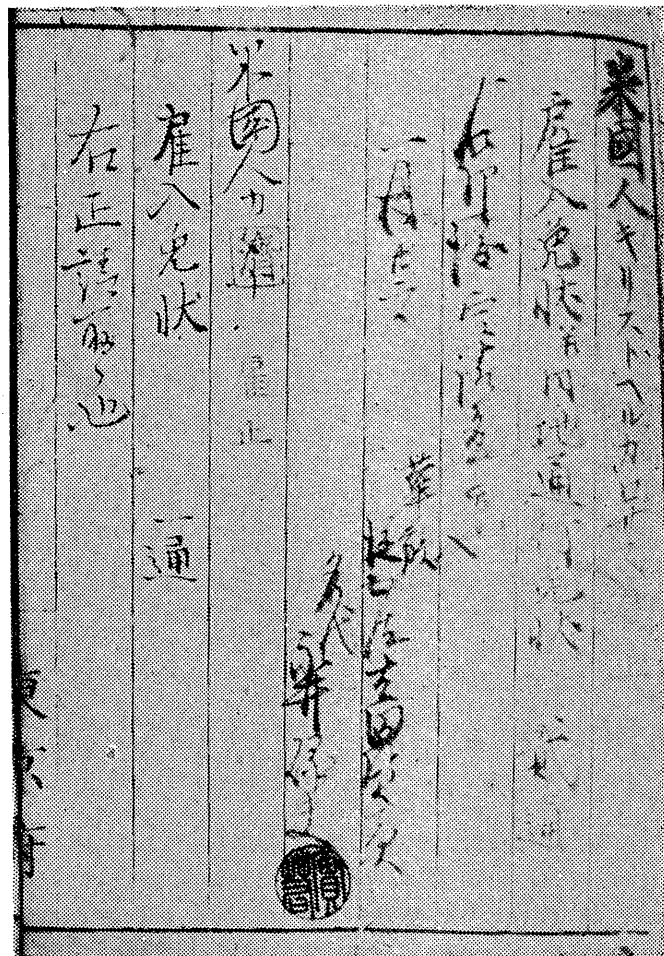
要するに、明治五年から同六年にかけてカロザスが慶應義塾に職を奉じていたことは明白で、前掲契約書に明治五年十一月二十九日迄とあるのはおそらくその後契約が更新されたものと思われる。(これにより、櫻井匡著「教派別日本基督教史」五三頁、比屋根安定著「日本近世基督教人物史」一五一頁等に明治五年まで在職したとするのは、佐波亘編「植村正久と其の時代」第五卷、九八五頁が右の契約書通り明治五年十一月まで在職と記すのとともに誤記であるといわねばなるまい。岩波「西洋人名辭典」に一八七二年―明治五年から七三年―同六年までとあるのが正しいのである)。では、この在任期間は正確には一體いつまでなのかということであるが、これはどうもその後にもまた雇繼がれて、翌年七月までは在職していたものらしい。それというのは、福澤諭吉の明治六年七月二十日附中上川彦次郎宛書翰のなかに、

塾も相替事無之カロザさんも七月切ニ而止メニ相成代り之人を詮索いたし居候(この原本は酒井利雄氏の手許に現存し、校訂の結果「續福澤全集」第六卷所収のものに一、二誤りのあることがわかった。右の「七月切」というのもその一つで、全集本には「七月初」となっている。詳しくは本誌第二十九卷第一號、昭和三十一年五月刊所載、拙稿「カロザスに言及せる或る福澤書翰につ

いて」参照)。

といった文言があり、六年七月限り退任したことが知られるからである。したがって、もしそうとすれば、右に引用した「鐵炮洲六番書庫日誌」の記事「月給百八十金」とあるのなども、ことによると二度目の契約の折に改められたものともいえないか。

ただ、それにしては前の契約期間満了後すぐ雇繼いだとして、五年十二月は太陽曆採用による改曆(明治五年十一月九日附太政官布告第三百二十七號)のため三日が六年一月一日となつて殆んど一ヶ月なくなるにしても、六年七月までで七ヶ月、前例の契約期間六ヶ月と比べて一ヶ月多く、いわば半端の感を免がれまい。それには、もつとも、前記グードマンの場合も「西洋紀元千八百七十三年二月一日より同年七月三十一日迄六ヶ月の間」という契約書(前記二書掲載)があるから、六年一月をあけて二月からグードマンと一緒に再契約したものではないかといった見方も全く出来なくはない。けれど、實はここに一月二十二日附のカロザスに関する太田(名代永井名儀)の雇入免狀並びに内地通行免狀請取なる資料(また、別に壬申—明治五年—十一月七日附の太田名代福嶋なるものの請取もあるが、これは氏名の記載がなく誰に對する免狀か不明)があつて(「東京都政史料館藏」、「明治五年壬申從十月外國人教師^{雇入}免狀領收簿」所收、寫眞参照)、いわずもがな、これこそ慶應義塾雇入れに際してのものと考えられるから、明治六年(年の記載はないが、明治六年としてまずよからう)一月現在すでにこれが任についているようにも推測されよう。いな、これをしもはたして二月からの契約のためものとみるべきか。或は、明治五年の就任がカロザスは六月、グードマンは七月と一ヶ月ずれているから、再契約も前者は一月から、後者は二月からということもあり得ないことではなさそうだが、そうすると、カロザスの方は六ヶ月として六月末、七月初には退任となる筈であろう。そんな疑問がたぐればたぐるほどあれこれとつきつきにおこつてくるが、同様グードマンにつ



カロザス雇入免状并内地通行免状請取

(東京都政史料館蔵「明治九年外國人教師雇、開塾願濟名簿等五件」のうち「明治五年壬申從十月外國人教師雇入通行免状領收簿」所收)

いても明治六年二月二日附でやはり太田の右免状請取書があり、この場合はまさしく二月一日よりという契約書の期日と符合し、したがって、グードマンは第一次契約五年七月から同年十二月(即ち六年一月)迄、第二次契約六年二月から同年七月迄と引續くことになる。そうすれば、カロザスの場合もきつと第一次が五年六月から十一月迄、第二次がそれに繼續して六年一月から六月迄であつたのではあるまいか。右の福澤書翰はつまりそれを表現の上で「七月

切」としたままで、本當は六月限り、七月にはもうやめになつたということではなからうか。少くとも文面からは同書翰の日附(七月二十日)當時はもう在任していないようにもうけとれよう。その意味では前記「七月初」というのも、むしろ當を得ているかも知れないのである。それとも、あえて六ヶ月といわず二度目は七ヶ月なりそれ以上なりの契約を結んで、引續き雇傭している間に、急にになにか事情を生じて七月限りで退職するに及んだものか、その邊のはつきりした理由は残念ながらわからない。

かりに、強いて期間満了前の退任という場合を想定してみるならば、第一當人の都合、第二義塾側の事情、または第三他の不可避的な原因の三つがあるべきであろうが、前掲の福澤書翰からうける感じでは義塾側に別段そんな事情がありそうにもないし、といつて、契約書七項〔約束書〕では第八條にあたる〔〕にとりきめられた「雇中教師の職を盡さざる時は期限内と雖も雇相止め」といつたほどのことも考えられず、同十項〔約束書〕では第十一條に相當するカロザスが病氣でやめざるを得なかつたという資料ももとよりない。そればかりか、なにも當人からいわれなく途中で斷つてきたとも到底思えない。もし、辛うじてあげればあげられる理由としては、當時恰かも明治六年六月十四日文部省達第八十七號〔法令全書〕、明治六年、一五六七頁)がさきの明治六年二月同第十九號のうちの「外國教師雇入ニ付心得ノ箇條第一雇入期限ノ事」(同書、一四五二頁)に追加して「但西教傳教士ヲ學校教師トシテ雇入ヘカラス」と補訂していることぐらいであろう。存外、そんなことがカロザス退職の原因になつていないとも限らないかも知れないという次第である。そして、そうすればたとえ六ヶ月の契約期間にこだわらなくても、その三度目の契約更新が行われて、この契約期間未了中にやめていったといえないこともないわけであろうが、なんにしても、カロザスが明治五年六月慶應義塾に雇入れられて翌六年七月(または六月)迄在職したことは、以上により疑う余地なしといわねばなるまい。

三

さて、それならば、かれが慶應義塾に雇入れられるにいたつたのはいかなる事情によるのであろうか。それには、一つにはこれが太田資美の寄附によるとなつてゐるけれど、なぜ太田が義塾にそれを寄附したのか、それからもう一つたと

え太田がそれを寄附したにしてもどういふわけでその際カロザスを選んだか、という問題がおこつてきはしないかと思ふ。しかるに、甚だ不甲斐ないことではあるが、それはいまのところ二點ともまだ確言し得る材料を見出せない。わずかにここでいえるのは、これまでの太田と義塾との若干の關係及びカロザスと義塾とのそれとだけである。それでも、思いがけずそれらがこのことを解くいとぐちにならぬとも限るまいから、次に一通りこれを述べてみることにしよう。

まず、太田と義塾との關係であるが、太田が慶應義塾社中の一人であることはまえに記したところで、かれは明治四年いかに義塾に入社している。義塾の「入社姓名録」三(一八五丁裏)に東京府華族、(明治四年)十二月十三日入社、年令十八才としたためられているのがそれで、宿所芝松本町(前記福嶋名儀の明治五年十一月七日附免狀請取書には第五大區貳ノ小區淺草北三筋町五拾八番地住とある)、證人家令代福嶋環となつている。のみならず、これに先立つ明治三年、太田の柴(芝)山藩では學校建設の企てがあり、義塾から交代で教授をおくる約束が出来て、小谷忍、和田義郎、小野毎太郎、海老名晋、後藤牧太、莊田平五郎、村尾眞一といった人々が相ついで出向いていたといわれ、當時その派遣教師の一人となつて同地に赴いたことのある莊田平五郎は同年十月二十七、八兩日の日記にこんなことを書き残しているのである。(このことについて、莊田は高橋義雄編「福澤先生を語る諸名士の直話」のなかでもちよつとふれている。参照せられたい)。

十月廿七日 石井氏に昨日水谷の口上を傳へ置、且去月借用したる金二兩差返す。此にて皆濟也。去日、會讀合併にて海老名氏の心底如何哉と思ひし故に、村尾氏と共に藤野君へ心底を告置。柴山藩へ學校建設に付、我社中より教授人交代にて行くべき約束ありし所、我輩の中より一月四拾兩づゝにて行き、其人は會讀等は残りの人より助けては如何と塾頭より嘶ありし故に、一度は斷りし所、今朝再び相談之趣有し故に、遂に村尾、小野、和田、小谷、後藤と

六人出行社中を約す。

十月廿八日 夜、海老名氏來、外行を約す。即ち闇引を以て順次を定む。小谷忍、和田義郎、小野每太郎、海老名晋、後藤牧太、莊田平五郎、村尾眞一。金子受取方等之約は繁雜なる故に、こゝに略す。(宿利重一著「莊田平五郎」、二九〇頁)

即ち、太田はもと遠江國掛川五萬石の城主であつたが、明治維新の際資美が上總國芝山(のち松尾)に轉封され、このころ從來の掛川時代からの藩校教養館内に洋學校、醫學校をも建設、「洋學ノ教授ハ慶應義塾ヨリ聘シ」(「日本教育史資料」壹、二三二頁)たもので、明治五年八月廢校にいたるまでよく新しい學問の攝取に意を用いたのであつた。ましてや、やがて藩主自からもすすんで義塾に學ぶほどの熱心さであり、やはり社中の一人で明治五年三月十八日、十五才にして入社(「入社帳」四、二丁裏)し、後年義塾評議員會長をつとめた波多野承五郎なども同じくもと掛川藩の出身であることを思えば、その間に太田がなぜ明治五年特に寄附して外人教師を雇入れるにいたつたかについてのなんらかのヒントがしのげはしまいか。カロザス等外人教師雇入れの話の實際にすすめられたのは、後述の明治五年三月二十三日附高力衛門宛福澤書翰でもわかる通り、この年三月ごろのことであつたらしい。したがつて、もしここに少しく飛躍した憶測を許されるならば、藩校も間もなく廢止になることだし、その上藩侯自身も世話になつていのであるから、太田にしてみれば、この際それまでこれに盡力してもらつた慶應義塾にいささか報いたいといつたことでもあつたかも知れないし、一方こうした關係を利用しての義塾側からの働きかけもなにかとあつたのではあるまいか。わけても、この後者についてはあとでもう一度ふれる機會があろう。

そこで、こんどはいよいよ具體的に誰を教師として招くかということになつてくるわけであるが、これには太田の藩では比較的はやくにキリスト教信奉者を出しているとかいうことで、そういえば時代こそやや下れこれも義塾出身(明治三十六年四月理財學科卒)のキリスト教徒里見純吉のような人もまた同藩出身であることからして、宗教上の關係といつたことも全く考えられないことはないにしても、それは宣教師でもなんでもなさそうなグードマン等が同様太田の寄附で雇入れられているのと考えあわせ、そこだわるほどのことではなく、むしろカロザス雇入れ以前にうかがわれる塾生とカロザスとの接觸の方がこの場合もつと氣にかかる。それにつき、重ねて前掲小澤氏の研究をかりると、そこに引用されている明治五年正月の諜者(豊田道二カ)報告「東京邪宗事情」中に

又云福澤ノ書生別シテバイブルヲヨミマス大造買ニ參リマス

と記され、さらにかつて義塾に學んでのち高等師範學校に重きをなした後藤牧太の「義塾懷舊談」(「三田評論」第二二九號、大正五年八月刊)などをみると、かれはつとに築地のカロザス夫妻のもとに英語の發音を習いに通い、「後カロザー氏を、塾の教師に聘したり。云々」(同書、四六頁)とある。この後藤とバイブルを買いに行つた右記の學生とを直ちに結びつけるのはもちろん無理かも知れないとはいへ、いずれもカロザスの義塾就任以前のこととみられる。後藤は當時明治四年三月以來すでに義塾で教員の列にあつたから(「私學明細表」参照。ただし義塾圖書館藏の寫本では「三月」を「正月」とす)、いまだ十九才の若年にもせよ、その發言などがこのことに全く無關係であつたともいいきれないのであるまいか。かてて加えて、前述の通りこの後藤がまた實は太田の藩の洋學校に教師として出張していた。こうなると、どうしても太田と後藤、後藤とカロザスといつた線の關係が頭にうかんでくるわけで、自然、資金は太田、人選は義塾という

ように想像されるのだが、それはまだ確言は出来ない。

これに對し、グードマンの方は義塾退任後の消息こそいろいろたどるべき資料がないでもないが、それ以前のこととなると殆んど不明で、強いて上げれば明治四年彦根に設けられたという藩立英學校（明治四年四月十九日設立、同年七月十五日廢止）に「米人ウヰルム・グードメン」の雇入れられたことがわずかに知られる程度でしかなく（「彦中五十年史」、五八頁、同年表三頁）、それもはたしてこのグードマンとそれとが同一人なりや否やも速斷しがたい状態である。それで、目下のところ、かれが義塾へ招かれるにいたった経緯のごときますますわからぬというのほかないし、それに、もう一人のブルーマンはどうやら内談の整つたにもかかわらず文部省の干渉で結局雇入れを中止したらしく、福澤が「學問のすすめ」六編の末尾に記しているのが（そのまま「福澤諭吉傳」第一卷、七八三―四頁にも説明されているが）、つまりこのブルーマンのことかと察しられる。

また、義塾退任後のグードマンの消息を念のため申し添えておくと、かれは明治五年七月から翌六年七月三十一日まで義塾に在任（「私學明細表」、「契約書」等参照）し、その後明治六年十二月現在有田則知に雇入れられ（東京都政史料館藏、前掲「明治五年壬申從十月外國人教師^{雇入}通行免狀領收簿」中に同年十二月二十三日附雇免狀請取あり）、明治八年二月十日現在須藤傳智の雇（同上）、明治九年一月十三日から同年十二月三十一日まで及び明治十年一月一日から三ヶ月間は近藤眞琴の攻玉社雇となり（東京都政史料館藏、「明治自十年至十一年府下居住外國人明細表」甲乙ほか、同前明治九年一月十五日附雇免狀請取、東京都史紀要六「東京開市と築地居留地」附圖A「^{明治四年}明治九年末^{明治九年末}居留地外居住外人表」等参照。ただし、「攻玉社沿革史目錄」なる同校藏の寫本によると、同校では明治八年十二月と同十一年四月六日との二度にわたりかれを採用したことになつており、國籍も英國人としてある。「攻玉社九十年史」一二〇、一二一頁の記述などもおそらくこれがもとなつて書かれたものであろうか）、その上、この間明治九年九月から四ヶ月間は攻玉社とかねて千村五郎の雇にもなり（「東京開市と築地居留地」、「明治自十年至十一年府下居住外國人明細表」乙等参照）、明治十二年二

月二十一日から同年十二月三十一日までを鈴木重成の訓蒙學會に雇われている（「明治自十年至十一年府下居住外國人明細表」甲）。それから、當時沼津中學校を經營していた江原素六（明治九年から同十五年まで校長）は、義塾の任期満了となったグードマンを同校でも雇ったことがあると（「三田評論」第二二三號、大正五年二月刊所載「余の先輩及び友人の見たる福澤先生」、一三頁）。

四

以上、その事由はいかにもあいまいとはいいなから、とにかく、カロザスが慶應義塾社中の一人である松尾（もと芝山）藩主太田資美の寄附によつて、明治五年六月から翌六年七月（または六月）まで義塾に雇入れられた事實だけは明らかになつたものといつてよからう。それも、この太田の寄附というのが、義塾にとつては、實に、時恰かも明治四年塾舎をかつての芝新錢座から現在の三田にうつし、教授上はもとよりその他諸般の設備に舊來の面目を一新して、大いに規模を擴張、塾勢の發展をはかつていた折柄、生憎廢藩置縣につぐ家祿奉還ということ、士族の子弟が多く郷國にかえり、かたがた大學東校、南校以外の公費生廢止（明治五年三月、文部省達第六號）などのこともあつて、入社生徒の數は減少する一方となり、會計上ともすれば困難をきたしていた際なのであつた（「福澤諭吉傳」第一卷、七八〇頁以下、同第二卷、六四六頁以下等参照）。いま、その生徒の入社状況を現實の數字にあたつてみれば、明治四年は三七七でそれまでの最高を示していたのが、五年には三一七、六年には二四〇と下降線をたどり、はつきりそれが廢藩の餘響といわれている。（これは「慶應義塾五十年史」に收める「慶應義塾入社生徒年表」に據るのであるが、いずれは明治十六年四月刊「慶應義塾紀事」や同三十四年八月刊「慶應義塾略史」あたりに基づくものと思われ、「慶應義塾七十五年史」等にも同様みられるものである）。

ところが、このころ他方世間一般の狀態はどうかというに、この時代はまさに英語（學）の全盛時代で、「我國には

じめて鐵道を敷いたのも、電信を架設したのも、燈臺を設置したのも、海軍の組織を形成したのも英米人である。教育制度も郵便制度も農業の改善も植民事業の改良も、英米人の力によつてはじめて完成することが出来た。英語を學ばずしてどうして明治新文化を建設することが出来よう。英語を學ばずしてどうして新思想の恩恵に浴することが出来よう。一も英語だ、二も英語だ。」(竹内覺著「日本英學發達史」、九三頁)といった風潮に、加えて「明治新政府の教育獎勵と英學本位論採用は、今までの壓迫せられてゐた國民の知識慾を爆發させ、新政府の自由開放主義を謳歌する人々は、老幼男女の別なく英學へ英學へと押寄せ」(同前)、それにつれて諸學校もこそつて外人教師を招聘しないではない感じがあつた。ここにはもちろんそれらをいちいちあげる餘裕はないが、たとえば恰度義塾がカロザスを雇入れた明治五年六月の前月にあたる五月初め、福澤諭吉は京都に赴いて同地の學校制度を視察し「京都學校之記」(續福澤全集)第七卷、四二一―四頁所收)なる一編をしたためており、文中「四所の中學校には外國人を雇ひ英佛日耳曼の語學を教へり」(同書、四一三頁)といった記事などがあつて、福澤自身そこで外人教師の雇われている實情を見聞してきたことは間違いない。そればかりか、明治三年七月二十七日の太政官から各藩へ發した達によると、「大學南校ニ於テ外國教師御雇相成人材成育被爲在候間」落々にてはその高に應じそれぞれ割當人數だけの人材を同校へ差出すべしと告げられているし(「東京帝國大學五十年史」上、一四八頁)、學則の上にもそこではずでに正則、變則の二類がわけられ、正則は外國教師について語學及び諸學科を修むるものとし、變則の邦人教師に學ぶのと區別までしていたという(同書、一三一頁)。もつとも、これが詳細はいずれ他日カロザスの慶應義塾への影響を論ずる機會に改めて述べるつもりであるが、義塾でもやがてはカロザスを迎えてそうした學科課程の整備を實施するにいたるわけで、義塾とすれば、こうした時勢にな

んとしても外人教師の一人ぐらいは雇つて、時代に即應した態勢をととのえたい要望に迫まれていた、とはいえない
だろうか。ただ、それにはなんといつてもかれらの給料の高いことが、わけても經營上なにかと苦勞の多い私學では殊
のほか困難であつたらうと察しられる。現に、義塾の場合にしてからが、カロザスの月給百二十五圓（或は百八十金）
は、これより數年後の明治十三年十一月二十三日附「慶應義塾維持法案」に「本塾教員の給料、少きは七、八圓より多
きは三十圓にして、五十圓なる者は時として有れども甚だ稀なり。」（「慶應義塾七十五年史」、一三四―五頁。「福澤諭吉傳」第
二卷、六九四頁参照）と書かれ、同十六年四月の「慶應義塾紀事」中「會計之事」の項（二〇頁）に「又本塾ノ教員タル
者ハ如何ニ學力ニ逞シキ人物ニテモ教場ノ事、庶務ノ事ヲ兼勤シテ其俸給ト名ク可キモノハ一月五六十圓ヨリ昇ル可ラ
ス百圓以上ノ月給ハ創立以來塾中ニ聞カザル所ナリ云々」（この紀事は明治二十二年版の全文が「續福澤全集」第七卷、九四頁
以下にも収録されている）と記されているのからすれば、これら多くの日本人教師に比しまこと雲泥の差といふべく、そ
れでいてまだまだ義塾の場合などは、いわゆる御雇外人たちに比べ決して高給とはいえず、むしろはるかに低廉なので
あつた（「明治文化全集」外國文化篇所收、「御雇外國人一覽」等参照）。

そして、太田の寄附はまさしくこの時期にあたり、ましてやそれは義塾が世間から資金を得たはじめてであつて、額も
數千圓、如上の外人教師を聘するに充分足る金高に達していた。これを「慶應義塾會計小史」（「慶應義塾學報」第四一號、
明治三十四年六月刊、九三―八頁所載、さらに同年八月刊行の「慶應義塾略史」にも收められ、「福澤諭吉傳」第二卷、七〇八頁以下に
も載録する）の記述にみれば、

明治六年慶應義塾の収入は始めて一萬圓以上に達すると共に舊掛川藩主太田資美氏は外國教師雇入の費用として此年

に於て數千圓を義塾に寄附したり是れ蓋し義塾が世間より資金を得たる始めにして米人チャーレスブルーマンなるもこの資金に依り百二十五圓の月給にて義塾に雇入れられたり即ち義塾が外國教師を雇入れたる始めにして此時より義塾の教育は著しく面目を改めたるが如し云々(「慶應義塾學報」第四一號、九五頁)

という實情なのである。ただし、この記事が太田の寄附を明治六年とするのはこれまでの論證からしても明治五年としたいところであるし、右資金によつて雇入れられた最初の外人教師名を「チャーレスブルーマン」としてあるのもすでに述べた通り當然カロザスの誤りでなければならぬ。けれども、いずれにしても、筆者がさきに太田のこうした寄附に對し義塾の側からもなんらかの働きかけがあつたのではあるまいかといつた意味は即ちここに存する。つまり、當時世間にこのような資金を寄附する篤志家は極めて稀であつたのに、まだ二十才に満たない若年の、舊藩主とはいへ五萬石、それも廢藩後のさきの見通しもまだ定かでないかも知れぬ太田がたまたまこの擧に出ているのである。ことによると、これはなにか義塾側で好都合な機縁を巧みにつかみ、いわば最も渴望の時期に最も有効な資金の調達がはかられたのではないかという憶測を試みてみる次第なのである。しかし、この寄附によつて義塾側には一向なんの負擔らしいもののかかつている模様はなく、前掲の外人教師雇入契約書をみても、専ら「執事福澤諭吉」の權限がみとめられていたようである。

こうして、なんにしても太田の寄附により慶應義塾は明治五年最初の外人教師カロザスを雇入れることが出來、入社生徒の數も同七年から再び二五四、二七三とすこしづつでも上昇の徴をみせだしたのはたしかに義塾として重要な事件であつたといふべきであらう。即ち、前記「慶應義塾紀事」(一六一七頁)に「本塾終始ノ困難ハ會計ノ事即チ是ナリ本

來一錢ノ資本ナク又他ヨリ補助スル者モナクシテ塾ヲ開キ（明治六七年ノ間華族太田資美君ヨリ外國語學教師雇入ノ資トシテ數千圓ヲ寄附セラレタルハ空前絶後ノ事ニシテ今ニ至ルマデ社中ノ深く感謝スル所ナリ）云々としたため、同じく「慶應義塾會計小史」が右の引用文のあと「要するに太田氏の寄附は義塾の教育上に一新紀元を開かしたるものにして其好意は義塾社中の永く忘れざる所なる可し。」（同前）といい、「慶應義塾五十年史」（五一四頁）がくりかえし述べて、これこそ義塾が世間より資金を得て外人教師を雇入れたはじめで、「此時より義塾の教育は一新紀元を開きしものと云ふも可なり。」と記しているのも、けだしそのことを端的に物語つていよう。（そういえば、このカロザス招聘になんらかの役割をはたしたかに思われる後藤牧太も前掲「義塾懷舊談」に、その結果もたらされた學科課程の整備につき「是れ塾の一大進歩なりき。」といっている）。福澤が明治五年三月二十三日佐渡にいる門下生高力衛門（明治二年三月八日、三十才にて入社せる庄内の人）に宛てて、「近日外國人を兩人斗り相雇候積にて唯今談判中に御座候云々」（「續福澤全集」第六卷、七〇一頁）と書きおくつてゐる氣持もわかるような氣がするではないか。

思えば、當時の義塾の財政狀況では到底考えも及ばなかつたらうし、さりとて雇入れねば時代の勢いにとりのこされかねないといつたときに、こうした太田の寄附があつてカロザスを聘し得たというのはまことに時宜を得、義塾としてもいかにも幸運であつたといわねばなるまい。

本稿は慶應義塾學事振興資金昭和三十年度前期研究補助による研究報告の一節にあたり、これが要旨はかつて昭和三十年九月三日日本プロテスタント史研究會第六十六回例會における講演「C・カロザルスについて——特に慶應義塾との關係」の一部として發表したことがある。また、挿入の寫眞は慶應義塾史編纂所勤務の佐志傳氏撮影にかかる。資料の撮影を御許諾下さつた東京都政史料館に感謝する。